

保育所入所基準の改定について

1 保育所入所基準の現状と課題

- (1) 子ども・子育て支援新制度による児童福祉法の改正に伴い、保育所への入所事由が「保育に欠けるところがある場合」から「保育を必要とする場合」に変更され、同法や新制度に対応した内容に改定する必要がある。
- (2) 現在の保育所入所基準は、保護者の就労等の状況を指数化した「基本指数」と児童の属する家庭の状況等を指数化した「調整指数」の合計により、その指数が高いほど保育所入所の必要度が高いとしているが、フルタイム勤務者の増加などの要因により、指数が同点となるケースが多く、保育所入所に関して更なる公平性・透明性の向上が求められている。

2 改定の内容

上記の現状と課題を踏まえ、現行の入所基準を踏襲しつつ、新制度を踏まえた対応、指数項目の一部追加・細分化をするとともに、指数が同点となった場合の優先項目を新たに明示し、入所審査における公平性・透明性向上を図る。

(1) 新制度への対応

子ども・子育て支援法施行規則に定める保育を必要とする事由及び新制度において国が示す「優先利用」の考え方に対応するよう改定する。

(2) 指数項目の追加・細分化

基本指数のうち、保護者の事由で多数を占める就労の指数について、保育認定時間の改定に伴い下限時間を見直すとともに、居宅内労働（自营の中心者に限る。）と居宅外労働の指数差を改善する。

調整指数のうち、一部指数化している児童の保育状況を項目に追加して明確化する。

(3) 同点時の優先項目の明示

上記の改定によってもなお同点となる場合に、入所を決定する際の優先項目を明示する。

3 保育所入所基準

別紙のとおり

4 改定時期

平成27年4月入所審査（利用調整）から適用